

# 島根県報

号外第一四〇号

平成十五年十二月十九日

(金曜日)

## 条 例 目 次

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	(総務課)	五
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	七
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	( " )	九
島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部 を改正する条例	( " )	一〇
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一一
島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関す る法律施行条例	(情報政策課)	一四
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	(政策企画監室)	一六
島根県花振興センター条例	(生産振興課)	一七
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例	(景観自然課)	二三
島根県風致地区条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	二五
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	二六

### 公布された条例等のあらまし

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第六七号)

#### 一 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項等規定の整理

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例
  - 2 島根県行政機関等設置条例
  - 3 島根県手数料条例
  - 4 食品衛生法施行条例
  - 5 と、畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例
- 二 施行期日
- 公布の日から施行することとした。ただし、一の4については、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号の政令で定める日(平成十六年二月二十七日)から施行することとした。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例(条例第六八号)

#### 一 条例の概要

1 広瀬土木事務所、仁多土木事務所、大田土木建築事務所及び津和野土木事務所の事業所化に伴い、これらの事務所を条例で定める行政組織から削除し、事務を統合する事務所の所管区域を変更することとした。(第十条・附則第四項関係)

名称	改正前		名称	改正後
	所管区域	事務		
松江土木建築事務所	松江市、八束郡	土木に関する事務	松江土木建築	松江市、安来市、八束郡
	上欄の区域のほか安来市、能義郡	建築に関する事務		
				所管区域(土木及び建築に関する事務)

所	津和野土木事務	鹿足郡			
務所	益田土木建築事	濃郡	益田市、美	上欄の区域 のほか鹿足	益田土木建築 事務所
務所	川本土木建築事	邑智郡		上欄の区域	川本土木建築 事務所
務所	大田土木建築事	摩郡	大田市、邇	上欄の区域	大田市、邇摩 郡、邑智郡
	仁多土木事務所	仁多郡			仁多郡、大原 郡、飯石郡
務所	木次土木建築事	石郡	大原郡、飯	上欄の区域 のほか仁多	木次土木建築 事務所
	広瀬土木事務所	義郡	安来市、能		事務所
					能義郡

2 その他規定の整理  
二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六九号）

一 条例の概要

次に掲げる条例について、その適用の除外対象とされている任用期間の定めのある職員から、育児休業に伴う任期付採用職員を除くこととした。（第五条の二第一項関係）

1 職員の給与に関する条例

2 職員の休日及び休暇に関する条例

3 職員の退職手当に関する条例  
二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。

島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（条例第七〇号）

一 条例の概要

指定管理者制度により管理を行わせているものがする事務の執行に対して、包括外部監査ができることとした。（第二条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

一 条例の概要

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料（別表十二の項関係）

引用する法律の条項の整理

2 肥料取締法関係手数料（別表三十六の項関係）

引用する法律の条項の整理

3 漁船法関係手数料（別表四十三の項関係）

引用する法律の条項の整理

4 貸金業の規制等に関する法律関係手数料（別表五十三の項関係）

貸金業者の登録及び登録の更新事務に係る手数料の改正

手数料を納めなければならない者	手数料の額	
	改正前	改正後
貸金業者の登録を受けようとする者	四三、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
貸金業者の登録の更新を受けようとする者	四三、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円

5 建設業法関係手数料（別表五十五の項関係）

経営事項審査に係る手数料の改正

	改正前	改正後
手数料を納めない 者	手数料の額	手数料の額
経営事項審査を受けようとする者	一五、九〇〇円	八、一〇〇円に審査に係る建設業一種類につき二、三〇〇円を加算した額
イ 経営状況分析に係るもの		経営規模等評価を受けようとする者
ロ その他のもの	八、五〇〇円に審査に係る建設業一種類につき二、五〇〇円を加算した額	総合評定値の通知を請求しようとする者

6 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、一の4については平成十六年一月一日、一の5については平成十六年三月一日から施行することとした。

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（条例第七二号）

一 条例の概要

1 自己に係る電子証明書の発行を申請する者は、電子証明書の提供を受ける際、当該電子証明書に係る手数料（以下「発行手数料」という。）を知事に納付しなければならないこととした。（第二条第一項関係）

2 知事は、納付された発行手数料を指定認証機関に納付するものとする（第二十一条第二項関係）

3 指定認証機関は、あらかじめ、知事の承認を受け、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として発行手数料の額を定めることとし

た。（第二条第四項・第六項関係）

4 署名検証者は、保存期間に係る失効情報の提供又は失効情報ファイルの提供を受けたときは、当該失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならないこととした。（第三条第一項関係）

5 指定認証機関は、あらかじめ、知事の承認を受け、署名検証者が失効情報又は失効情報ファイルの提供を受ける目的の公共性、方法等を考慮して署名検証者に対する情報提供手数料の額を定めることとした。（第三条第三項・第五項関係）

二 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

一 条例の概要

1 島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例に基づく事務のうち、次の事務を新たに市町村に移譲することとした。（第二条の表第二十六号関係）

(1) 電子証明書の発行に係る手数料（以下「発行手数料」という。）を徴収する事務

(2) 徴収した発行手数料を指定認証機関へ納付する事務

二 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一の2については、公布の日から施行することとした。

島根県花振興センター条例（条例第七四号）

一 条例の概要

1 花ふれあい公園を花振興センターの有料施設とし、使用料を定めることとした。（第六条・別表関係）

区 分	使用料の額(一人一回につき)	
	個人の場合	団体(二十人以上の場合をいう。)の場合その他知事が定める割引制度に該当する場合
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	一〇〇円	八〇円
その他の者(未就学児を除く。)	二〇〇円	一六〇円

2 花ふれあい公園及び同公園の附帯施設の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第九条関係)

3 指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定めることとした。(第十条 第十七条・第十九条関係)

二 施行期日  
 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第七五号)

一 条例の概要

1 県立ふれあいの里奥出雲公園(以下「ふれあいの里」という。)(を県立三瓶自然館の附属施設として設置することとした。(第三条関係)

2 ふれあいの里の施設に係る使用料の設定(別表第一関係)

施設の名称	区 分		使 用 料 の 額
	宿 泊	休 憩	
大型ケビン	一棟一夜につき	一棟一時間につき	一八、七〇〇円 一、三九〇円

小型ケビン	宿 泊	一棟一夜につき	八、四〇〇円
	休 憩	一棟一時間につき	五九〇円
バンガロー	宿 泊	一棟一夜につき	六、三〇〇円
	休 憩	一棟一時間につき	四五〇円
グリルケビン	宿 泊	一棟一夜につき	四、五〇〇円
	休 憩	一棟一時間につき	三三〇円
テントサイト	宿 泊	一棟一夜につき	五九〇円
	休 憩	一棟一時間につき	三三〇円

3 島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の廃止(附則第二項関係)

二 施行期日  
 平成十六年四月一日から施行することとした。

島根県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第七六号)

一 条例の概要

雇用・能力開発機構を独立行政法人雇用・能力開発機構に改めることとした。(第一条第三項関係)

二 施行期日

平成十六年三月一日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第七七号)

一 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に吉田団地を追加することとした。(別表関係)

二 施行期日  
 規則で定める日から施行することとした。

# 条 例

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十七号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和四十六年島根県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十条」を「第十四条」に改め、同項第二号中「と畜場法

第二条第一項」を「と畜場法第三条第一項」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第二条 島根県行政機関等設置条例(昭和五十二年島根県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第三条 島根県手数料条例(平成十二年島根県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表二十九の項を次のように改める。

<p>二十九 と畜場 法関係手数料</p>	<p>(一) と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下この項において「法」という。）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可を受けようとする者</p> <p>(二) 法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可を受けようとする者</p> <p>(三) 法第十四条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者</p> <p>イ 牛（犢を除く。）又は馬（八を除く。）</p> <p>ロ その他のもの（八を除く。）</p> <p>ハ 病畜</p>	<p>二万三千四百円</p> <p>一万円</p> <p>九百円</p> <p>四百六十円</p> <p>千五百六十円</p>
---------------------------	---	---

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第四条 食品衛生法施行条例（平成十一年島根県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条の十八第二項」を「第五十条第二項」に改める。

第三条中「第二十条」を「第五十一条」に改める。

第四条第一項中「第二十一条」を「第五十二条第一項」に改める。

第六条中「第二十九条第三項」を「第六十二条第三項」に改める。

第七条第一項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

附則第二項中「第二十一条」を「第五十二条第一項」に改める。

別表第一の第三の一中「第十九条の十七」を「第四十八条第一項」に改める。

別表第二の第二の二の10の(1)及び(3)中「と殺」を「とさつ」に改め、同表第二の第四中「第七条の三第一項」を「第十三条第一項」に改める。

(と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例の一部改正)

第五条 と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例(平成十五年島根県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十五号)附則第一条第三号の政令で定める日から施行する。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十八号

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例(昭和五十二年島根県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「土木建築事務所」を「土木建築事務所」に改め、「土木に関する事務を分掌させるため土木事務所を」を削り、同条第二項中「及び土木事務所」を削り、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
松江土木建築事務所	松 江 市	松江市、安来市、八束郡、能義郡
木次土木建築事務所	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡
出雲土木建築事務所	出 雲 市	出雲市、平田市、簸川郡
川本土木建築事務所	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田土木建築事務所	浜 田 市	浜田市、江津市、那賀郡
益田土木建築事務所	益 田 市	益田市、美濃郡、鹿足郡

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、次の表の上欄に掲げる土木事務所又は土木建築事務所(以下「土木事務所等」という。)の長がした処分その他の行為又は土木事務所等の長に対してした申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げるこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例(以下「改正後の条例」という。)第十条第二項に規定する土木建築事務所(以下「土木建築事務所」という。)の長がした処分その他の行為又は土木建築事務所の長に対してした申請その他の行為とみなす。



広瀬土木事務所	松江土木建築事務所
仁多土木事務所	木次土木建築事務所
大田土木建築事務所	川本土木建築事務所
津和野土木事務所	益田土木建築事務所

3 施行日前に大田土木建築事務所の建築主事が建築に関する事務としてした確認その他の行為又は建築主事に対してした建築に関する事務に係る申請その他の行為は、改正後の条例第十条第二項に規定する川本土木建築事務所（以下「川本土木建築事務所」という。）の建築主事がした確認その他の行為又は川本土木建築事務所の建築主事に対してした申請その他の行為とみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年島根県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「職員」の下に「（以下「任期付採用職員」という。）」を加える。

第五条の二の見出し中「の任期の更新」を削り、同条中「規定により」の下に「任期付採用職員の」を、「あらかじめ」の

下に「当該任期付採用」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

任期付採用職員については、次に掲げる規定は、適用しない。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。）第十七条
  - 二 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十三条
  - 三 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第一条の二第一項第四号
- 第五条の三第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。）を「職員の給与条例」に改める。

第七条中「（昭和二十九年島根県条例第八号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第七十号

島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十一年島根県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

## 附 則

## ( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

## ( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、同項の規定による委託を行っている間は、なお従前の例による。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第七十一号

## 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成十二年島根県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表十二の項第七号中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同項第八号中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同項第十三号中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同項第十四号中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同項第十八号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め

る。

別表三十六の項第一号イ中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号口中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第二号イ中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号口中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に改める。

別表四十三の項第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項第三号中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第五号中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

別表五十三の項手数料の額の欄中「四万三千元」を「十五万円」に改める。

別表五十五の項第一号中「建設業法第三条第一項各号」を「法第三条第一項各号」に改め、同項第六号を次のように改める。

(六) 法第二十七条の二十六第一項の規定に基づき経営規模等評価を受けようとする者	八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（以下この項において「審査対象建設業」という。）の種類につき二千三百円として計算した額を加算した額
--	--

別表五十五の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

(七) 法第二十七条の二十九第一項の規定に基づき総合評定値の通知を請求しようとする者	四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額
--	------------------------------------

別表六十六の項第一号中「昭和三十三年法律第六号。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表五十三の項の改正規定は平成十六年一月一日から、第三条第一項の改正規定及び別表五十五の項の改正規定は平成十六年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の島根県手数料条例別表五十三の項の規定は、平成十六年一月一日以後にされる貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第三百三十六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「新法」という。）第三条第一項及び第二項の規定に基づき知事がする貸金業者の登録及びその更新について適用し、同日以後にされる新法第三条第一項及び第二項の規定に基づき知事がする貸金業者の登録及びその更新で同日前にされた改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき知事がする貸金業者の登録の申請及びその更新の申請に係るものについては、なお従前の例による。

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七十二号

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者に対する発行手数料)

第二条 申請者（法第三条第二項に規定する申請者をいう。）は、同条第七項の規定により電子証明書（同条第六項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の提供を受ける際、当該電子証明書に係る手数料（以下「発行手数料」という。）を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関（法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。）に納付するものとする。

3 指定認証機関は、法第三十四条第四項の規定に基づき発行手数料を収入として收受するものとする。

4 発行手数料の額は、法第三十四条第一項の規定により指定認証機関が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用（次項において「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用」という。）を基礎として、当該指定認証機関が定める。

5 指定認証機関は、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の増減を勘案し、必要があると認めるときは、

発行手数料の額の改定を行うものとする。

6 前三項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(署名検証者に対する情報提供手数料)

第三条 署名検証者（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下同じ。）は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（第三項第一号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。）又は同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（第三項第二号において「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならない。

2 指定認証機関は、法第三十四条第五項の規定に基づき情報提供手数料を収入として收受するものとする。

3 情報提供手数料の額は、次の各号に掲げる額を基礎とし署名検証者が失効情報又は失効情報ファイルの提供を受ける目的の公共性及び方法を考慮して、指定認証機関が定める。

一 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

二 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

4 指定認証機関は、前項各号に掲げるものの増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

5 前三項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十四号の上欄中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同表第二十三号の上欄の26中「26から29」を「27から30」に改め、同欄の29中「27」を「28」に改め、同表に次の一号を加える。

<p>二十六 島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年島根県条例第七十二号。以下この号において「条例」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

- 1 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収
- 2 条例第二条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付



## 附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の表第十四号及び第二十三号に係る改正規定は、公布の日から施行する。

島根県花振興センター条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七十四号

島根県花振興センター条例

島根県花振興センター条例（平成十年島根県条例第十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、島根県花振興センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）

第二条 花きに関する知識の普及及び栽培技術の向上を図ることにより花き園芸の振興に寄与するとともに、花きに親しむ機会を提供するため、島根県花振興センター（以下「センター」という。）を出雲市に設置する。

（花ふれあい公園）

第三条 花きに親しむ機会を提供するための施設として、センターに花ふれあい公園（以下「公園」という。）を設置する。  
（使用の許可）

第四条 公園の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、公園の施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

三 公園の施設等及び展示物を損壊するおそれがあると認められるとき。

四 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障があると認められるとき。

3 知事は、公園の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。  
（許可の取消し等）

第五条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第三項の規定により付した条件を変更することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

三 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第六条 公園の施設を使用しようとする者（未就学児を除く。以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

## (使用料の不還付)

第八条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により公園の施設を使用することができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

## (指定管理者による管理)

第九条 公園及び公園の附帯施設（以下「公園等」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

## (指定管理者が行う業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園等の施設等の維持管理に関する業務
  - 二 前号に掲げるもののほか、公園等の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
- (指定管理者の指定の申請等)

第十一条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第九条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

## (指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、公園等の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、県内の花き園芸の振興に寄与するものであること。

三 事業計画書の内容が、公園等の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行つ物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、規則で定める日までに、公園等の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第十四条 知事は、公園等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(公園の開園時間)

第十六条 公園の開園時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。

一 三月から十月まで 午前九時三十分から午後五時まで

二十一月月から翌年の二月まで 午前九時三十分から午後四時三十分まで

(公園の休園日)

第十七条 公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園することができる。

一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又はセンターを使用する者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備又は展示物を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 指定管理者は、センターが保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第十条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容若しくは管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第二十条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十五条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公園等を速やかに原状に回

復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十二条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても第十一条の規定の例により行うことができる。

別表 (第六条関係)

区 分	使用料の額 (一人一回につき)	
	個人の場合	団体 (二十人以上の場合をいう。) の場合その他知事が別に定める割引制度に該当する場合
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	一〇〇円	八〇円
その他の者	一一〇〇円	一六〇円

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七十五号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成三年島根県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大田市」の下に「及び飯石郡掛合町」を加える。

第三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ふれあいの里奥出雲公園（以下「ふれあいの里」という。）

第四条第二項中「自然館」の下に「又はその附属施設」を加える。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（原状回復の義務）

第十一条 ふれあいの里の施設の使用を終えた者は、速やかに当該施設を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

別表第一に次のように加える。

ふれあいの里	
大型ケビン	小型ケビン
休憩	休憩
宿泊	宿泊
一棟一時間につき	一棟一夜につき
一、三九〇円	八、四〇〇円
休憩	休憩
宿泊	宿泊
一棟一時間につき	一棟一夜につき
六、三〇〇円	四、五〇〇円
休憩	休憩
宿泊	宿泊
一棟一時間につき	一棟一夜につき
三三〇円	五九〇円
テントサイト	テント一張り一日につき
	五九〇円

別表第一備考を次のように改める。

備考

- 一 「宿泊」とは午後四時から翌日の午前十時までの間に使用する場合（知事が定める場合を除く。）をいい、「休憩」とは午前十一時からその日の午後三時までの間に使用する場合（知事が定める場合を除く。）をいう。
- 二 時間又は日を単位とする場合において、その使用時間が一時間未満又は一日未満のときは一時間又は一日とし、その使用時間に一時間未満又は一日未満の端数があるときは、その端数時間は一時間又は一日として計算する。
- 三 「テント」とは、テント、タープその他これに類するものをいう。

附 則

（施行期日）



- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
(島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の廃止)
- 2 島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例(昭和五十七年島根県条例第二十五号)は、廃止する。  
(準備行為)
- 3 この条例の施行の日以後の使用に係るふれあいの里の施設の使用の許可その他ふれあいの里の運営に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七十六号

島根県風致地区条例の一部を改正する条例

島根県風致地区条例(昭和四十五年島根県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 独立行政法人雇用・能力開発機構

附 則

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第七十七号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和三十四年島根県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「飯田団地」を「飯田団地」に改める。  
吉田団地

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成十五年十二月十九日印刷  
平成十五年十二月十九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町  
松江学園南  
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）